

平成24年度

(介護予防) 通所介護/療養通所介護)

集団指導資料

岡山市基準条例
(独自基準) 編



平成25年2月14日

岡山市保健福祉局事業者指導課

目 次

(基本方針等)	《頁》
1 暴力団員の排除	・・・ 1
2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施	・・・ 3
4 地域包括支援センターとの連携	・・・ 4
(人員基準等)	
5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）	・・・ 6
6-3 生活相談員の資格要件の緩和（通所介護等）	・・・ 8
7 機能訓練指導員の資格要件を明確に	・・・ 10
(設備基準)	
14 居住、通所型施設の便所を利用しやすく	・・・ 12
(運営基準)	
15 多様な手法を用いた評価	・・・ 13
16 成年後見制度の活用支援	・・・ 14
17 研修の機会確保	・・・ 15
20 デイサービスで、ニーズに応じた機能訓練	・・・ 16
22 通所型施設の身体的拘束の禁止	・・・ 17
23 通所サービスでの送迎体制整備	・・・ 18
25 運営規程の整備	・・・ 19
26 非常災害対策の充実	・・・ 20
27 記録の保存期間を2年から5年へ延長	・・・ 22
・ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について（素案）	・・・ 24
・ 省令との対照表	……………別冊
（通所介護・療養通所介護・介護予防通所介護関係部分）	

《 条例制定の概要 》

この資料は、本市独自基準の内容のうち、通所介護に関係する部分の概要をまとめています。現時点では、条例施行規則及び解釈通知は「案」であり、内容が変わることがあります。

なお、文中の「法」は、「介護保険法（平成9年法律第123号）」のことです。

○独自基準について

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、施設においては、できる限り家庭に近い居住環境を整えるため、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 プライバシー保護、人権擁護のため
- 3 利用者負担軽減のため
- 4 サービスの質向上のため

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

介護保険サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【居宅サービスの例】

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3～6 （略）

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において既に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

（ポイント）

◆事業者の役員及び事業所の管理者が、岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員であってはならない。

■平成25年4月末日までに、すべての指定通所介護事業所において、誓約書及び役員等名簿を提出すること。



2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

○基準条例

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等を努力義務とする規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。なお、障害福祉サービスでは、「利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と厚生労働省令で規定されています。

【居宅サービスの例】

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5, 6 (略)

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(2) (略)

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(ポイント)

- ◆各事業所ごとに虐待防止責任者を設置するとともに、従業者に対して虐待防止に関する研修を実施すること。
- ◆利用者の居宅において虐待を発見した場合においては、地域包括支援センター等に通報すること。

4 地域包括支援センターとの連携

○基準条例

サービスの提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への求めがあった場合の参加を努力義務とします。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

【居宅サービスの例】

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

- 5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(3) (略)

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

【通所介護の例】

（居宅介護支援事業者等との連携） ☆準用

第14条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（ポイント）

- ◆サービス提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加する。
- ◆各事業所において、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するようすること。



5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）

○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、管理者の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○条例の考え方

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う等重要な責務を担う者ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、管理者の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、特別養護老人ホームの長の基準に合わせます。

○経過措置

平成25年4月1日に当該事業所等の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に当該事業所等の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

【通所介護の例】

（管理者）

第103条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【規則の案】

(管理者)

第8条 条令第103条第2項、第135条第2項、第151条第2項、第186条第2項、第221条第2項及び第243条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

《解釈通知の案》

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

ウ 管理者（居宅条令第103条）

基準省令解釈通知第三の六の1の(4)は次のとおり読み替える。

(4) 指定通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

その他については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、基準省令解釈通知第三の一の1の(3)を参照すること。

(ポイント)

- ◆平成25年4月2日以降に通所介護事業所の管理者となる場合は、資格等又は実務経験（上記①～④）が必要となります。（経過措置なし）
- ◆通所介護事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者を充てること。



6-3 生活相談員の資格要件の緩和（通所介護等）

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている生活相談員の資格要件について追加します。また、社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）

○条例の考え方

社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、募集した意見の内容を踏まえて、介護支援専門員の登録を受けている者に加え、一定の要件を満たす介護福祉士についても、生活相談員の資格等要件に追加することとし、詳細は規則において明確にします。

【通所介護の例】

（従業者の員数）

第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（略）

6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【規則の案】

（生活相談員）

第6条 条例第102条第6項及び第134条第6項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員の登録を受けている者
- (2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者
 - ア 法第8条第7項に規定する通所介護
 - イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
 - ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
 - エ 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

《解釈通知の案》

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

- ア 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第6項）
基準省令解釈通知第三の六の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第6項）

~~生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。~~

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護支援専門員の登録を受けている者（専門員証の交付を受けていない者を含む。）
- ③ 介護福祉士であって、規則に定めるデイサービスの事業に常勤の介護職員として5年以上従事した者（5年間の実務経験の要件が達成された時点と介護福祉士の資格取得時点との前後関係は問わない。）

なお、条例施行に伴い、「通所介護事業所等における生活相談員の任用資格について」（平成24年6月25日付け岡事指第185号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）は廃止する。

（ポイント）

- ◆生活相談員の任用資格に、デイサービスの事業に常勤の介護職員として5年以上従事した者（上記③）をさらに加えました。
- ◆利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者を充てること。

7 機能訓練指導員の資格要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練指導員の資格要件について、規則において明確にします。

○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【通所介護の例】

（従業者の員数）

第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 機能訓練指導員 1以上

(略)

7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【規則の案】

（機能訓練指導員）

第7条 条例第102条第7項、第134条第7項、第150条第7項、第185条第4項及び第220条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。

《解釈通知の案》

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

イ 機能訓練指導員（居宅条例第102条第7項）

基準省令解釈通知第三の六の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能

~~方を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者もの（以下「資格を有する機能訓練指導員」という。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。~~

なお、平成24年8月1日において現に指定を受けている通所介護事業所については、「通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」（平成24年6月25日付け岡事指第184号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）により、機能訓練指導員の配置の経過措置を設けているため、この通知の適用を受ける事業所にあつては、平成25年6月30日までに資格を有する機能訓練指導員を配置し、その旨を届け出ること。

（注）削除した「ただし書」の内容は、指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針に記載しています。

（参考）

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(2)中④の次に次の内容を加える。

⑤ 機能訓練（居宅条例第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は向上を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、~~利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。~~

※規則及び解釈通知の案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。

（ポイント）

- ◆ 全ての通所介護事業所（療養介護事業所を除く。）において、資格を有する機能訓練指導員の配置が必要です。
- ◆ 機能訓練指導員の配置の経過措置の適用を受ける事業所であつて、まだ市に届出を行っていない事業所は、平成25年6月30日までに資格を有する機能訓練指導員を配置し、その旨を届け出ること。

14 居住，通所型施設の便所を利用しやすく

○基準条例

グループホーム及び通所系サービスに便所等の基準を設けます。

○対象サービス

通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（これらの介護予防サービスを含む。），療養通所介護，複合型サービス

○条例の考え方

便所等の基準を設け，利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備します。また，グループホームについては，便所の個数の基準を設けることにより，入居者が安心して生活できる環境を整備します。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所については，便所の規定は適用しません。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

【通所介護の例】

（設備及び備品等）

第104条 指定通所介護事業所は，食堂，機能訓練室，静養室，相談室，便所，洗面設備及び事務室を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

(1)，(2) (略)

(3) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。



15 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

○対象サービス 全サービス

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

【通所介護の例】

（指定通所介護の基本取扱方針）

第106条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の案》 ※【通所介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

基準省令解釈通知第三の一の三の(12)中①は次の①のとおり読み替え、②の次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならないものである。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

16 成年後見制度の活用支援

○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

【通所介護の例】

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第107条 (略)

3 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

《解釈通知の案》 ※【通所介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次の①のとおり読み替え、

②の次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

（略）

③ 成年後見制度の活用支援（居宅条例第23条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

17 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

従業員の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【通所介護の例】

(勤務体制の確保等)

第110条 (略)

3 指定通所介護事業者は，通所介護従業員の資質の向上のために研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施しなければならない。

4 指定通所介護事業者は，通所介護従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知の案》 ※【通所介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(19)中①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（同条第1項）
(略)

③ 研修の実施及び人材育成（同条第3項及び第4項）

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は，当該事業所におけるサービス従業員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに，個別具体的な研修の目標，内容，実施時期等を定めた計画を策定すること。なお，当該研修には，高齢者の人権擁護，虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また，作成した研修計画に従い，当該事業所内で研修を実施するとともに，研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

20 デイサービスで、ニーズに応じた機能訓練

○基準条例

必要な機能訓練の提供を明記します。

○対象サービス

通所介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）療養通所介護

○条例の考え方

通所介護のサービスの質向上を図る観点から、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供することを明記します。

【通所介護の例】

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(5)～ (略)

《解釈通知の案》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(2)中④の次に次の内容を加える。

⑤ 機能訓練（居宅条例第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は向上を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

22 通所型施設の身体的拘束の禁止

○基準条例

身体的拘束等を禁止する規定を追加します。

○対象サービス

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）、療養通所介護

○条例の考え方

身体的拘束等の原則禁止を推進することは、通所サービスにおいても必要であることから、身体的拘束の禁止の規定を設けます。なお、入所・入居サービスにおいては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止する旨が厚生労働省令で規定されています。

【通所介護の例】

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

《解釈通知の案》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中④の次に次の内容を加える。

⑤ 機能訓練（居宅条例第107条第1項第4号）
(略)

⑥ 身体的拘束等の禁止（同項第5号及び第6号）

指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。なお、条例第114条第2項の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

23 通所サービスでの送迎体制整備

○基準条例

送迎体制の整備に努める旨の規定を追加します。

○対象サービス

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）、療養通所介護

○条例の考え方

送迎については、基本サービス費に包括されていることから、利用者のニーズに対応できるよう送迎体制の整備に努めるものとします。

【通所介護の例】

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条（略）

2 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。

《解釈通知の案》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中④の次に次の内容を加える。

- ⑤ 機能訓練（略）
- ⑥ 身体的拘束等の禁止（略）
- ⑦ **送迎体制の整備（同条第2項）**

指定通所介護の提供に係る利用者の送迎については、基本サービス費に包括されていることから、必要に応じ、利用者の希望に対応できるよう送迎体制の整備に努めること。

利用者の送迎時には、送迎車両への乗降介助や降車後における移動等の介助を要するなど、より事故の危険性が高いため、利用者の安全性の確保に配慮した送迎計画を立て、計画的に実施すること。

なお、利用者の送迎の安全の確保・向上の観点から、当該事業者の最終的責任の下で、送迎の提供に関する業務を道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者に外部委託することができる。

25 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故（発生の防止及び）発生時の対応，虐待を防止するための措置に関する事項，成年後見制度の活用支援，苦情解決体制の整備等の重要事項について，あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。さらに，入所系サービスについては，身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続についても，あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

【通所介護の例】

（運営規程）

第109条 指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時，事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

（注）サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

《解釈通知の案》 ※【通所介護】の内容も同趣旨です。

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

イ 運営規程（居宅条例第30条）

基準省令解釈通知第三の一の三の(17)中③の次に次の内容を加える。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（同条第7号）

指定訪問介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

26 非常災害対策の充実

○基準条例

非常災害対策の内容を追加します。

○対象サービス

通所・入所サービス共通（訪問系サービスを除く。）

○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、介護保険事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、高齢者等特に配慮を要する者の受入れに努めることを努力義務とします。

【通所介護の例】

(非常災害対策)

第112条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

《解釈通知の案》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア～エ (略)

エ 非常災害対策(居宅条例第112条)

基準省令解釈通知第三の六の三の(6)に次の内容を加える。

また、指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。

27 記録の保存期間を2年から5年へ延長

○基準条例

従業者の勤務記録, 介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め, 保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

公費の過払いの場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は, 地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから, 返還請求において特に必要となる記録についても含め, 文書の保存期間を5年間とします。

【通所介護の例】

（勤務体制の確保等）

第110条 指定通所介護事業者は, 利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう, 指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め, その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

《解釈通知の案》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア・イ (略)

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第110条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(5)中①は次の①のとおり読み替え, ②の次に次の③の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（同条第1項）

指定通所介護事業所ごとに, 原則として月ごとの勤務表を作成し, 通所介護従業者等の日々の勤務時間, 常勤・非常勤の別, 専従の生活相談員, 看護職員, 介護職員及び機能訓練指導員の配置, 管理者との兼務関係等を明確にすること。

また, 併せて, 月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

（記録の整備）

第114条 指定通所介護事業者は, 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は, 利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
- (2) 第107条第1項第6号に規定する身体的拘束等の態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録**
- (4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第105条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録**

(注) サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

《解釈通知の案》 ※【通所介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

Ⅰ 基準省令解釈通知第三の一の3の(26)の次に次の内容を加える。

(27) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅条例第26条）
（略）

(28) 記録の整備（居宅条例第42条）

利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、介護保険法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び
指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第74条第1項及び第2項並びに第70条第2項第1号の規定による「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「居宅条例」という。）については岡山市条例第85号をもって、法第54条第1項第2号、第105条の4第1項及び第2項並びに第115条の2第2項第1号の規定による「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「予防条例」という。）については岡山市条例第90号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「居宅条例」及び「予防条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「居宅条例」及び「予防条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

3 運営規程の変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることで足りるものとする。

(別紙)

岡山市指定居宅サービス等及び岡山市指定介護予防サービス等 に係る独自基準の運用について

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html